

山梨県公報

号外第十四号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

目 次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………九

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水 上 浩 一

山梨県職員の給与に関する規則及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 (山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

別表第二の表5級の項2中「地域振興官、自動車管理事務所長」を「自動車管理事務所長」に改め、同表6級の項1中「地域ブランド戦略監」のところに「、地域デザイン・ユニア推進監、山梨トラム推進監、地域・次世代交通推進監、ユニア整備推進監」を、「感染症対策監」の下に「、文化振興監」を、「館長」の下に「、副館長」を、「こども支援対策監」の下に「、DX推進監」を、「情報システム専門監」の下に「、ユニア駅周辺整備監」を加え、「農政企画監」を「農政企画指導監」に改め、同項4中「地域振興官、換地管理員」を「換地管理員」に改め、同項5中「、専門指導員」を削り、同表7級の項1中「地域ブランド戦略監」の下に「、地域デザイン・

ユニア推進監、山梨トラム推進監、地域・次世代交通推進監、ユニア整備推進監」を、「感染症対策監」の下に「、文化振興監」を加え、同表8級の項1中「富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官」に改め、「技監」の下に「、山梨ブランド戦略監」を加え、「ユニア推進監」及び「、DX・バックオフィス改革戦略監、財産高度化戦略監」を削り、「市町村・広域連携戦略監」の下に「、バックオフィス改革戦略監」を加え、同表9級の項2中「富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中

「富士山未来・次世代交通統括官」を「山梨ブランド・国際戦略統括官」

富士山未来統括官」に、

「技監」を「DX・バックオフィス改革高度化戦略監」

市町村・広域連携戦略監

「地域デザイン山梨トラム推進監」

革戦略監 「山梨ブランド戦略監

を 市町村・広域連携戦略監 に、「感染症対策監」を

バックオフィス改革戦略監」

「地域デザイン山梨トラム推進監」
地域・次世代
ユニア整備推
感染症対策監
文化振興監

・ユニア推進監

進監

交通推進監 に、「部(局)付主幹」を 「部(局)付主幹」に、「情報システム

進監 に、DX推進監」

「副館長

専門監」を 情報システム専門監 に、「農政企画監」を「農政企画指導監」に改め

ユニア駅周辺整備監」

、同部大阪事務所の項の次に次のように加える。

センター

別表第十二知事の事務部局の部博物館の項中

副館長
四種

を

副館長
学芸幹

四種

八種（人事委員会が認める者にあつては七種）

に改め、同部富士山世界遺産セン

ターの項を削り、同部峡南農務事務所の項中

農村整備振興幹	七種
工事施工管理幹	八種

を農

村整備振興幹

七種

に改め、同部総合農業技術センターの項中

次長 特別研究員	六種（人事委
次長 特別研究員	六種（人事委
専門指導幹	

六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

を

次長 特別研究員	六種（人事委
-------------	--------

七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

員会が認める者にあつては五種）

に改め、同部富士・東部建設事務所の項中「技

術審査幹」を「工事施工管理幹
技術審査幹」に改める。

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第二条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）

の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び子育て支援局の参事」を削る。

第十五条第一項中「観光地経営支援グループ」を「観光振興グループ」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会
委員長 水上浩一

初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第一条 初任給調整手当に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の

一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条を

第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。

第十五条において同じ。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第二条の見出し中「職員」を「第一種初任給調整手当を支給される職員」に改め、

同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第一号及び第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第三条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第二号中

「なつた」を「なつた」に改める。

第四条中「初任給調整手当を」を「第一種初任給調整手当を」に、「あつて」を「あつて」に、「初任給調整手当は」を「第一種初任給調整手当は」に改める。

第五条の見出し中「支給期間」を「第一種初任給調整手当の支給期間」に改め、同条第一項中「初任給調整手当の」を「第一種初任給調整手当の」に、「あつては三十五年」を「あつては三十五年」に、「あつては十五年」を「あつては十五年」に、「なつた日以後」を「なつた日以後」に、「別表」を「別表第一」に、「職員にあつては、」を「職員（第九条第三項第一号及び第十二条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては」に改め、「第五号」の下に「。以下「県職員勤務時間条例」という。」を、「第二十七号」の下に「。以下「学校職員勤務時間条例」という。」を、「得た数を」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員（第九条第三項第三号及び第十二条において「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に県職員勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間から除して得た数を」を加え、「なつた日まで」を「なつた日まで」に、「あつては六年」を「あつては六年」に、「あつては五年」を「あつては五年」に、「占める職員にあつては、」を「占める職員にあつては、」に、「なつた日から」を「なつた日から」に、「初任給調整手当が」を「第一種初任給調整手当が」に改め、同条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「別表」を「別表第一」に改め、「第四十号」の下に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加え、同条第三項中「より初任給調整手当」を「より第一種初任給調整手当」に、「別表」を「別表第一」に、「なつた」を「なつた」に、「支給する初任給調整手当」を「支給する第一種初任給調整手当」に改める。

第六条中「なつた」を「なつた」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第七条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第八条の見出し中「支給要件」を「第一種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中「第一条」を「第一条の二」に、「引続き」を「引き続き」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。
（第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員等）

第九条 職員給与条例第十四条の六第一項、学校職員給与条例第十一条の四第一項及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「警察職員給与条例」という。）第十五条の四第一項（以下「職員給与条例第十四条の六第一項等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定期（職員給与条例第十四条の六第一項等に規定する特定額をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第七条第二項、学校職員給与条例第五条の二第二項及び警察職員給与条例第七条の二第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 職員給与条例第七項、学校職員給与条例第七項及び警察職員給与条例附則第九項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、職員給与条例第七条第二項、学校職員給与条例第五条の二第二項及び警察職員給与条例第七条の二第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに職員給与条例第七条の二第二項、第八条の四並びに第八条の五第二項及び第三項、学校職員給与条例第六条、第七条の四並びに第八条第二項及び第三項並びに警察職員給与条例第八条並びに第八条の四第二項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

2 職員給与条例第十四条の六第一項等の人事委員会規則で定めるものは、採用の日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び第十二条において同じ。）の現日数から当該年度の県職員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日（以下「週休日」という。）又は県職員勤務時間条例第九条又は学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日（第十二条において「週休日等」という。）の数を差し引いたものに、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じたものとする。

一 育児短時間勤務職員等 県職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

二 定年前再任用短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

三 任期付短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

四 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員 県職員勤務時間条例第二条第五項又は学校職員勤務時間条例第三条第五項の規定により定められたその者の一週間当たりの平均勤務時間を五で除して得た数

(第二種初任給調整手当の基準額)

第十条 職員給与条例第十四条の六第一項等の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第二に掲げる額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第十一条 職員給与条例第十四条の六第一項等の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(職員給与条例第十四条の六第一項等に規定する基準額をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第十二条 職員給与条例第十四条の六第二項、学校職員給与条例第十一条の四第二項及び警察職員給与条例第十五条の四第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に第二種初任給調整手当の支給を受ける月の属する年度の現日数から当該年度の週休日等の数を差し引いたものに七・七五を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額) (県職員勤務時間条例第二条第五項若しくは学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員又は育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第二種初任給調整手当の支給を受ける月の属する年度の現日数から当該年度の週休日等の数を差し引いたものに、第九条第三項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た数とし、その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第十三条 職員給与条例第十四条の六第三項、学校職員給与条例第十一条の四第三項及び警察職員給与条例第十五条の四第三項の人事委員会規則で定める職員は、当該

職員を新たに採用された職員とみなして職員給与条例第十四条の六第一項等の規定を適用するとしたならば職員給与条例第十四条の六第一項等に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

附則第二項の見出し中「職員」を「職員の第一種初任給調整手当」に改め、同項中「別表」を「別表第一」に改める。

附則別表備考1中「ひひひ」を「ひひひ」に改める。

別表備考1中「ひひひ」を「ひひひ」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第十条関係）

職員の在勤する地域	基準額
東京都	円 1,226
神奈川県	1,225
石川県	1,054
山梨県	1,052
静岡県	1,097
大阪府	1,177

(山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)
第二条 次に掲げる規則の規定中「支給すべき給料、地域手当、初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下この条及び第五条第二項第一号において同じ。)」を加える。

一 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第四号
二 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)第四号

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)
第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地域手当」の下に「第二種初任給調整手当」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号。次項において「令和四年改正条例」という。)附則第二十三条第二項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の第九條の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第二十三条第二項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第十二條(この規則による改正後の第十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次

のように改正する。

第四条第一項第二号中「若しくは通勤方法」を「通勤方法若しくは職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十四条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項(以下「職員給与条例第十五条第三項等」という。)に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。))」に改め、「変更し」の下に「、駐車場の利用を開始し若しくは終了し」を、「額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加え、同条第三項を削る。

第五条第一項中「こと」の下に「若しくは第八条の二に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場の料金」を加える。

第六条第一項中「職員給与条例第十五条第四項」を「職員給与条例第十五条第四項等」に改め、同条第二項第一号イ中「第十五条第八項、」を「第十五条第九項、」に、「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に、「第十六条第八項」を「第十六条第九項」に、「職員給与条例第十五条第八項等」を「職員給与条例第十五条第九項等」に改める。

第七条の三の見出し中「及び駐車場のための施設の利用」を削り、同条中「並びに職員給与条例第十五条第三項等」を削る。

第八条第二号中「二輪車等に対する額」の下に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に職員給与条例第十五条第三項第一号、学校職員給与条例第十四条第三項第一号及び警察職員給与条例第十六条第三項第一号(次号及び第八条の四において「職員給与条例第十五条第三項第一号等」という。)に定める額を加算した額」を加え、同条第三号中「二輪車等に対する額」の下に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に職員給与条例第十五条第三項第一号等に定める額を加算した額)」を加え、同条の三を加える。

(駐車場の要件)
第八条の二 職員給与条例第十五条第三項等の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務公署の周辺又は第五条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは職員給与条例第十三条第一項、学校職員給与条例第十二条第二項及び警察職員給与条例第十四条第一項に規定する扶養親族

に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない施設であつて、自動車等の駐車のための施設の場合、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第八条の三 職員給与条例第十五条第三項等の人事委員会規則で定める職員は、第八条第二号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第八条の四 職員給与条例第十五条第三項第一号等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第九条中「職員給与条例第十五条第四項、学校職員給与条例第十四条第四項及び警察職員給与条例第十六条第四項(以下「及び」という。)」を削る。

第十一条第二項中「(以下「職員給与条例第十五条第四項第一号等」という。)」を削る。

第十二条中「職員給与条例第十五条第五項等」を「職員給与条例第十五条第五項、学校職員給与条例第十四条第五項及び警察職員給与条例第十六条第五項(以下「職員給与条例第十五条第五項等」という。)」に改め、同条第二号イ中「職員給与条例第十五条第四項等並びに職員給与条例第十五条第五項、学校職員給与条例第十四条第五項及び警察職員給与条例第十六条第五項(以下「及び」という。)」を削る。

第十四条第一項第二号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同項第二号イ中「当該復帰等」を「職員派遣からの復帰」に改め、「直前の住居」の下に「又は前項第二号に規定する配偶者の住居」を加える。

第十五条第一項中「期間(以下この条)」の下に「、第十七条第二項第二号」を加え、

同条第四項中「第十五条第六項、」を「第十五条第七項、」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第七項」に、「職員給与条例第十五条第六項等」を「職員給与条例第十五条第七項等」に改める。

第十六条第一項中「及び職員給与条例第十五条第三項等に規定する施設を利用し、当該施設の利用に係る料金を支払うこととなつた場合」を削る。

第十七条第一項中「第十五条第七項、」を「第十五条第八項、」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に、「第十六条第七項」を「第十六条第八項」に、「職員給与条例第十五条第七項等」を「職員給与条例第十五条第八項等」に改め、同項第二号中

「若しくは通勤方法」を「、通勤方法若しくは駐車場等」に改め、「変更し」の下に「駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」を、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場の料金」を加え、同条第二項及び第三項中「職員給与条例第十五条第七項等」を「職員給与条例第十五条第八項等」に改める。

第十七条の二第一項中「職員給与条例第十五条第八項等」を「職員給与条例第十五条第九項等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和八年山梨県条例第 号。以下この項及び次項において「改正条例」という。)第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第十五条第三項、改正条例第二条の規定による改正

後の山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十四条第三項及び改正条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第十六条第三項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を利用してゐる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日においてこれらの項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の第四条第一項の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正条例第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第十五条第三項、改正条例第二条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例第十四条第三項又は改正条例第三条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例第十六条第三項の規定により通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の支給に係る駐車場の施設については、この規則の施行の日から一月を経過するまでの間は、この規則による改正後の第十四条の二に規定する要件を満たしているものとみなす。

山梨県人事委員会規則第十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の二・三」を「百分の一・八四」に改める。

附則別表東京都の項中「十五パーセント級地」を「十六パーセント級地」に改め、同表石川県の項中「三パーセント級地」を「四パーセント級地」に改め、同表静岡県の中「七パーセント級地」を「八パーセント級地」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中知事の事務部局の項中「地域ブランド戦略監」を「地域ブランド戦略監 地域デザイン・リニア推進監 山梨トラム推進監 地域・次世代交通推進監 リニア整備推進監」に、「高度政策推進局」を「高度政策推進局、地域デザイン・新交通基盤推進局」に、「富士山未来・次世代交通統括官 山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官」に、「富士山火山防災監 リニア推進監」を「山梨ブランド戦略監 富士山火山防災監」に、「参事」を「参事 副参事」に、「デザイン推進監」を「DX推進監

「働きやすい職場づくり支

職員厚生課

リニア駅周辺整備監 デザイン推進監 文化振興監」に、財政課

援室 室長補佐 室の職員

管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企

算担当の課長補佐 主任主計員 主計員

庁舎管理担当の室長補佐 自動車管理事務所長

法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員

行政経営担当の課長補佐 行政経営担当の職員

画立案担当の職員

「職員研修室

室長補佐 室の職員

財政課

予算担当の課長補佐 主任主計員

を 行政法務課

行政経営担当及び法制・訟務担当の

職場環境マネジメント課

働きやすい職場づくり支援担当及び

職員厚生課

管理公災担当、健康管理担当及び厚

主計員

課長補佐 行政経営担当及び法制・訟務担当の職員

庁舎管理担当の課長補佐 働きやすい職場づくり支援担当の職員 自動車管理事務所長

生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

庁舎管理室

行政法務課

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番